

# 「税務システム等標準化検討会軽自動車税ワーキングチーム（WT）」

## 第8回機能要件 WT 議事概要

日時：令和4年1月31日（月）10：00～12：00

場所：WEB 開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

横山 隆志	浜松市財務部	市民税課	副主幹
大塚 樹里子	前橋市財務部	市民税課	主任
小林 珠子	三鷹市市民部	市民税課	税務管理係 主任
熊谷 亜由美	飯田市総務部	税務課	諸税係 主査
市川 和央	富士市総務部	情報政策課	主幹
山本 修平	豊橋市財務部	資産税課	主事
溝渕 みのり	南国市税務課		主事
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室		室長
津波 諒磨	地方税共同機構システム部	車体課税グループ	主任主事
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）	企画部	担当部長
三木 浩平	総務省	デジタル統括アドバイザー	
前田 みゆき	デジタル庁	プロジェクトマネージャー	

（欠席者）

峯松 拓吾	神戸市行財政局税務部	法人税務課	担当係長
小林 佑輔	三条市総務部	税務課	係長

（総務省）

池上 真一郎	総務省自治税務局	都道府県税課	自動車税制企画室	課長補佐
中川 裕敬	総務省自治税務局	都道府県税課	自動車税制企画室	法制係 係長
粟原 大稀	総務省自治税務局	都道府県税課	自動車税制企画室	事務官
小山 竜矢	総務省自治税務局	都道府県税課	自動車税制企画室	事務官
佐久間 信彰	総務省自治税務局	企画課	電子化推進室	電子化第一係長
羽田 俊祐	総務省自治税務局	企画課	電子化推進室	事務官

### 【議事次第】

1. WT 議題及び実現性評価に関するご説明
2. 二輪車に係る税申告の簡素化への対応について
3. 実現性評価を踏まえた機能要件の見直しについて

## 【意見交換（概要）】

### ■WT 議題及び実現性評価に関するご説明

- 税務システム標準仕様書（以下、標準仕様書という。）【第2.0版】の策定に向けたスケジュールについて伺いたい。
- 実現性評価の調査結果について各税目WTで議論し、令和4年3月末に標準仕様書第【2.0版】案を作成、同年4月以降に地方団体への意見照会を実施する予定だが、地方団体への意見照会の実施方法等については検討中である。その後、地方団体への意見照会を踏まえて標準仕様書を改定し、令和4年夏頃に正式に標準仕様書第【2.0版】として公表する予定。なお、当該標準仕様書の内容は、今後、省令化される予定である。また、地方税に関する法令に関しては毎年改正があるため、それに応じて標準化仕様書の改定作業毎年生じる見込みである。
- 本日のWTで議論できなかった点は引き続き検討するか。
- ご認識のとおり。

### ■二輪車に係る税申告の簡素化への対応について

- 業務フロー（資料3）追加3におけるeLTAX経由の異動データについて、地方団体が軽自動車税の基幹税務システムに取込むタイミングは決まっているか。
- 各市町村の事情にあわせて判断いただく方向で考えている。
- 4月1日（賦課期日）時点の最新情報が登録されるよう、取込みを実施いただければ問題ない。
- 団体間回送システムについて、新市町村から旧市町村にデータが届くまで、どの程度時間がかかるか。
- 詳細な仕様については、今後地方税共同機構含め検討を進めるが、大幅なタイムラグが生じないと考えている。
- 機能要件（資料4）新規2について、廃車処理をする地方団体（以下、旧市町村という。）がデータを取り込む認識だが、機能要件（資料4）に記載されている新規登録とはどのような意味か。
- 機能要件の他の箇所との整合を取るため、新規登録と表現している箇所は廃車登録に修正する。
- 従来、廃車申告は所有者が旧市町村に廃車した旨を報告するが、今回の改正により法令改正は行われるのか。
- 現状所有者が新市町村と旧市町村の両者に申告する運用であり、法令改正も含め新市町村から旧市町村に伝える手続規定を検討する。
- 対象種別を新市町村で登録することになると、新市町村側に業務量が増える認識だが他の運用は検討していないか。
- ご認識のとおり新市町村側の場合には業務量が増える一方、旧市町村側の場合には業務量が減ると認識している。
- 承知した。
- 全ての地方団体で転出入の総業務量は変わらないが、軽二輪・小型二輪の申告書は、地方団体の税務窓口ではなく、運輸支局等で提出されることが多く、記載不備が散見される。この不備により、新市町村が、旧市町村へ回送するために必要となる情報を調査する業務が増加する懸念があるが、認識いかがか。また、申告書内の「旧市町村名」欄については、現状記載されていないものも散見される。
- ご指摘いただいた通り、申告書の記載に不備があるケースが一定数あることは当該仕組みの運用において課題と認識しており、申告書様式の改正等により、記載不備を削減できないか検討している。

→ 承知した。制度の面で工夫していただければと思う。

#### ■実現性評価を踏まえた機能要件の見直しについて

- 「車体の形状」は構造減免の際に使用するため、機能からなくなると運用上支障が出ると思われる。
- 実装してもしなくても良い機能の取り扱いとし、構造減免を行っている団体は、「車体の形状」の項目が実装されているベンダを選択していただくような方針案である。減免に関する観点から「車体の形状」を把握できれば良いということか。
- 方針案については了解した。「車体の形状」は構造減免の際に使用する項目という理解で相違ない。
- 承知した。車体の形状については、申告書の項目を全車両分管理するものではなく、構造減免に係る車両において管理する整理として、3.2.7.に別途定義する方向で検討する。
- 機能要件 1.1.1. 枝番 2 について、税目ごとに代理人のメモを参照できる必要があるが、宛名情報のメモによる実現となった場合は全税目共通となってしまうか。
- 税務共通の要件でメモを含む代理人情報は税目単位で管理する旨の定義を行っている。そのため、運用としては貴市が想定するものと相違ない。
- 納税義務者とのやり取りを記録する場合などは、他の税目で参照する必要がないため、軽自動車税にかかる内容のみとして管理できるメモがあった方が運用上良いと考える。
- 車両情報のメモで対応することは難しいか。
- 車両情報は 1 台ごとの管理となるため、複数車両を所有する納税者については、全体にかかる事項としての管理ができる方が望ましい。
- 承知した。税務共通の内容で税目ごとに管理する記載があったと思われるが、確認の上、改めて方針案をお示しする。
- 機能要件 1.1.10. 枝番 1 要件の類型について、通常版においても実装してもしなくても良い機能に緩和する方向で検討することを念頭にしているが、反対意見等はあるか。
- 本機能は必要だと思われる。地方税法で規定される非課税団体が、非課税以外の課税区分で登録された場合にアラートが上がる機能という理解だが、課税誤りを防ぐ点で意義のある機能と考える。
- 貴市における該当件数等の実情を鑑みるとこの機能がなければ運用が厳しいという理解で良いか。
- 当市は本機能をもとに運用していないが、標準化に際し課税業務の正確性向上に寄与する機能と捉えており、実装すべき機能とすることに意義があると考えます。
- 承知した。いただいたご意見を踏まえて方針案を改めて提示する。
- 機能要件 1.2.9. 枝番 1 についてナンバープレートはそのまま、名義人のみの変更登録ができれば本機能を充足している認識で問題ないか。
- 軽四輪の場合は、車両番号の変更と名義人の変更を同時に行うケースがある。方針案にある通り、廃車登録をして新規登録を行う流れにはなるが、システムの運用として別々に処理を行うのではなく同時に処理を行うような対応ができれば良い。
- 同様に当該機能を求める。
- 廃車登録で入力した車両情報について、同一車両を新規登録する際に、入力作業を省略するとの意図で相違ないか。
- ご認識の通りである。
- 承知した。記載内容の見直しを行う方向で検討する。

- 機能要件 1.3.11. 枝番 1 検査情報（4月1日時点）を軽自動車税システムに反映させるタイミングが4月1日であることが運用上の前提と認識しているが、相違ないか。
  - 申告書の回送にタイムラグがあることから、当市では4月1日時点の台帳情報の更新は4月6日～4月10日ごろまで実施し、確定後に当初課税処理を実施している。その間は4月2日以降の異動分について、システムへの登録はしない運用をとっている。
  - 承知した。要件としては現在の記載のままで、考え方・理由に申告書の回送にタイムラグがあることを踏まえた運用を取る前提について追記を行う。
- 機能要件 3.2.7. 枝番 2 要件内の「罹災証明」、「生活保護」の文言について具体化したいと考えている。それぞれ「罹災届出証明の提出の有無」、「生活保護受給証明書の提出の有無」と修正を行う方針だが問題ないか。
  - 生活保護受給情報についてはマイナンバー照会での確認が可能であることから、当市では、生活保護受給証明書の提出は求めておらず、受給情報を職員が確認する運用である。そのため、対応方針案の「提出の有無」の記載では市民が提出する必要があるとの誤解を与えないか懸念している。受給情報の確認有無を管理する旨の記載が良いと考える。
  - 承知した。受給者証明書の提出を求めている地方団体もあるため、表記についてはどちらのケースのも対応できるようなものに見直す。
- 機能要件 4.2.5. 枝番 1 「種別、車台番号、車名、総排気量、排気区分、型式、型式認定番号、原動機型式」の情報管理は、自団体で標識交付を行う運用を前提とする場合に、別管理を行う必要性は低いと考えるが、上記項目は車両台帳を参照する実現方法で問題ないか。
  - 他市町村発行の標識について、当市では廃車のみを申告を取扱うこともある。その場合はどのような扱いとなるか。
  - 新市町村で新規登録を行う場合のみ受付するケースを念頭にした方針案であったため、ご意見いただいた運用を踏まえて車両台帳情報とは別管理を求める方向で見直す。
  - 転入するタイミングで車両を改造して排気量が変わることがある。転出先の地方団体とのアンマッチが起きるので、車両台帳情報とは別管理で検討していただきたい。加えて、今後旧市町村へ通知する種別が拡大することを踏まえると、調査の際など旧市町村へ通知する車両情報を別途管理できる必要性が高いと考えている。
  - 承知した。ご意見を踏まえ、車両台帳情報とは別途管理が必要になるものとして改めて記載を検討する。

以上